

○伊藤純* 伊藤セツ*

(*昭和女大)

目的：少子高齢社会の到来、男女共同参画社会の確立に向けた動きの中で、育児・介護の社会化はかつてない速度で進展している。介護保険法の施行により、介護に関わる家事労働(以下「介護家事労働」)の社会化も法的根拠を持つに至った。本報告は、介護保険制度に基づく福祉サービスを介護家事労働の社会化として理論的に整理し、そのサービスの質(内容・人材)の向上にとって、生活経営研究の援用が有効であることを明らかにする。

方法：介護家事労働の分類を行い、介護保険法、介護認定、ケアプラン、在宅・施設両福祉サービス提供の特徴と課題を、保険適用・適用外の対比において把握・検討する。

結果：介護家事労働は衣食住のモノとサービス、家政管理のすべてに関わっていた。保険申請者の要介護認定に当たっては身体的自立度が重視されるが、「訪問調査 85 項目」の中には「居室の掃除」「薬の内服」「金銭管理」といった IADL(手段的日常生活動作能力)に関する項目も設定されていた。IADL に含まれる家事労働は、いわゆる労働力の再生産労働そのものであり、在宅高齢者の生活に不可欠なものである。福祉サービス利用者の QOL の観点からしても、介護認定には、こうした家事労働の質が問われるべきであることが明らかになった。しかし、家事援助の報酬額は身体的介護報酬額よりも低く設定され、ケアプラン作成の際、訪問看護・訪問介護が家事援助サービスに優先されるなど、介護家事労働は軽視される傾向にある。また、介護認定をめぐる、介護家事労働の種類と必要時間配分、報酬単価と負担費用のすべてが、これまでの生活経営学における家事労働、生活時間、家庭経済研究と総合的にリンクし、今日の福祉サービス課題との関連の深さが示された。